

平成31年度多摩都市モノレールフォトコンテスト実施要領

1 実施目的

多摩都市モノレール沿線及び武蔵村山市内の四季折々の風景写真を通じて、多摩都市モノレール市内延伸の早期実現への市民等の思いを表現し、わがまちの魅力を再認識する機会とするため、広く写真を募り、フォトコンテストを開催する。

2 募集内容

多摩都市モノレール沿線の風景及び武蔵村山市内の風景の2つのテーマについて、撮影した作品の募集を行う。

3 テーマ

(1) モノレール沿線の風景

多摩都市モノレール沿線の四季折々の風景を題材とした作品（モノレールの車両又は駅舎が被写体に入っていること。ただし、車両又は駅構内から撮影した作品は不可とする。）

(2) 武蔵村山市内の風景

武蔵村山市内の四季折々の風景を題材とした作品

4 応募部門

(1) 一般写真・モノレール部門

(2) 一般写真・市内風景部門

(3) モバイル写真・モノレール部門

(4) モバイル写真・市内風景部門

5 応募資格

本フォトコンテストの実施目的に賛同する方であれば、プロ・アマチュアを問わない。ただし、応募者が応募時点で20歳未満の場合は、保護者の同意を得ていることを条件とする。

6 提出物

(1) 応募作品の写真又は画像データ

(2) 応募用紙

※ 応募用紙は、交通企画・モノレール推進課窓口、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び情報館「えのき」等にて配布する所定の様式、又は市ホームページに掲載する所定の様式を用いることとする。

※ 「7 応募方法 (3) メールからの応募」による応募を行う場合は応募用紙の提出は不要とする。

7 応募方法

(1) 持参又は郵送による応募

応募用紙に必要事項を記入し、写真の裏面又は画像データ（CD等）に添付の上、交通企画・モノレール推進課窓口まで持参又は郵送する。

(2) 市ホームページ専用フォームからの応募

市ホームページのフォトコンテストのページにアクセス、専用フォームに必要事項を記入し、応募用紙と画像データを添付の上、送信する。

なお、添付可能な画像データの容量には制限（1ファイル当たり概ね10MB）があるため、データ容量が10MBを超える場合は持参又は郵送による応募とする。

(3) メールからの応募（モバイル写真（モノレール部門・市内風景部門）のみ）

本文に以下の事項を記入し、画像データを添付の上、送信する。

なお、添付可能な画像データの容量には制限（全てのファイルの合計が概ね8MB）があるため、データ容量が8MBを超える場合はその他の方法による応募とする。

【①氏名②住所③連絡先④作品タイトル⑤撮影時期⑥撮影場所】

※右記のQRコードから応募可能

tamamono-photo-contest@city.musashimurayama.lg.jp



8 募集期間

平成31年4月1日（月）から平成31年7月12日（金）まで

9 事務局（応募先）

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課

10 応募作品の規格

(1) 一般写真（モノレール部門・市内風景部門共通）

A4横長（横297mm×縦210mm）の単写真とする。

ア 写真の場合

プリントには写真用紙を使用することとし、カラーコピーや感熱紙での応募は不可とする。

イ 画像データの場合

JPEG（5MB以上推奨）の画像データとする。

(2) モバイル写真（モノレール部門・市内風景部門共通）

横長の単写真とし、スマートフォン、タブレットなどで撮影されたJPEG（2MB以上推奨）の画像データとする。

11 応募作品の撮影期間

平成30年7月14日（土）から平成31年7月12日（金）までに撮影されたものとする。

12 応募規定

(1) 「7 応募方法」の(1)又は(2)による応募を行う場合は、応募用紙に定める各事項を全て記入するこ

とを条件とする。

- (2) 「7 応募方法」の(3)による応募を行う場合は、「①氏名」から「⑥撮影場所」までの各事項を全て記入することを条件とする。
- (3) 応募作品は各部門1人当たり3点まで、入賞は原則として全部門を通じて1人当たり1点までとする。
- (4) 作品は応募者が自身で撮影し、他のコンテストに応募していない未発表の作品に限る。
- (5) 特定できる人物が写っている場合は、その方から了解を得るなど応募者の責任ですべての問題を解決した上で応募を行うこととする。
- (6) 入賞作品の著作権は応募者に帰属する。なお、主催者は、市が管理及び使用するウェブサイト、写真展、印刷物、広告宣伝物等で使用できるものとする。
- (7) 応募された写真又はCD等は返却しないものとする。

13 審査及び表彰

(1) 審査方法

別に定める平成31年度多摩都市モノレールフォトコンテスト審査要領に基づき、審査委員会において審査する。

(2) 表彰

ア 発表は入賞者に直接通知の上、ホームページ等に掲載する。

平成31年8月中旬(予定)

イ 表彰式は平成31年8月下旬(予定)に庁内で行う。

ウ 入賞作品数と賞品

- | | |
|--------------------|---|
| (ア) 一般写真・モノレール部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞(5,000円相当の賞品)
優 秀 賞×2名：賞状及び副賞(2,000円相当の賞品) |
| (イ) 一般写真・市内風景部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞(5,000円相当の賞品)
優 秀 賞×2名：賞状及び副賞(2,000円相当の賞品) |
| (ウ) モバイル写真・モノレール部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞(4,000円相当の賞品)
優 秀 賞×2名：賞状及び副賞(2,000円相当の賞品) |
| (エ) モバイル写真・市内風景部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞(4,000円相当の賞品)
優 秀 賞×2名：賞状及び副賞(2,000円相当の賞品) |

エ 応募者全員に参加賞を贈呈する。

14 写真展の開催

入賞者又は応募者の作品については、表彰式終了後市役所1階ロビーにおいて写真展を開催する。
(平成31年8月～9月を予定)

15 カレンダーの作製

入賞作品については、平成32年多摩都市モノレール延伸促進PRカレンダーに掲載する。

16 個人情報の取扱い

- (1) 主催者は、応募者から提供された個人情報について、フォトコンテストの実施に係る連絡、入賞者への通知及び作品展示等、本フォトコンテスト運営に必要な範囲内でのみ利用することとする。
- (2) 主催者は、市が管理及び使用するウェブサイト、写真展、印刷物、広告宣伝物等において、応募者の氏名、応募地域（市区町村）を公表できるものとする。